

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月25日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBS グローバルCBファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限 1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSグローバルCBファンド

(以下、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下、「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初1口当たり1円）

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社または後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税 抜3%）を上限とし、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の手数は無手数料とします。

詳しくは、販売会社または後記照会先にお問い合わせください。

「税」とは、消費税等に相当する額をいいます。以下同じ。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年12月26日から平成22年6月30日まで

ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ダブリンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日（以下、「ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受け付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

次の場所においてお申込みを取扱います。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

取扱店については販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は各販売会社の指定する期日までにお申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料を加えた額をいいます。以下同じ。）をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

申込期間中のお申込みは、原則として毎営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けた申込みを当日の受付分とします。ただし、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

照会先

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、世界各国の転換証券（主に転換社債型新株予約権付社債（以下、「転換社債」ということがあります。）などをいいます。）等に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。（転換証券には、債券、優先株式または利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式（通常は同一発行体による）に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。以下同じ。）

信託金限度額

1,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 内外 / 債券に属します。

以下、社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリー・	あり（フル
一般	年2回	日本	ファンド	ヘッジ）
大型	年4回	北米	ファンド・オブ	なし
中小型	年6回	欧州	・ファンズ	
債券	（隔月）	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	（毎月）	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
不動産投信		（中東）		
その他資産（投資		エマージング		
信託証券（債券				
（社債））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券(債券(社債))) (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて債券(企業等が発行する社債に主として投資するもの)に投資するもの
年1回	年1回決算する
グローバル(含む日本)	組入資産による投資収益が世界の資産(含む日本)を源泉とする
ファンド・オブ・ファンズ	証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含む。)並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とするもの
為替ヘッジ(フルヘッジ)	為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

(注) 前記商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズによる投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

() 社団法人 投資信託協会の商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

- 以下の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

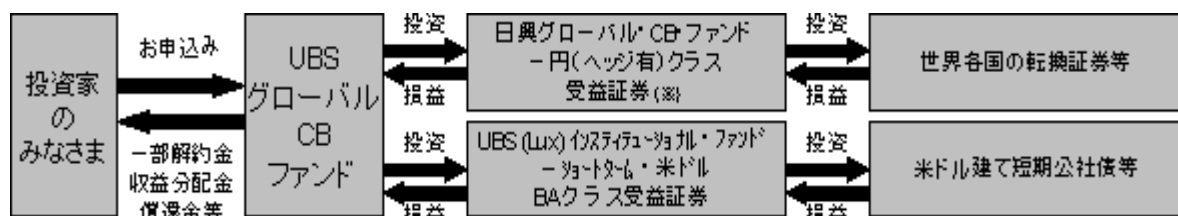
各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみ)に取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券	ケイマン籍外国投資信託	世界各国の転換証券等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米ドル建て短期公社債等

- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド(オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。

<投資対象とする外国投資信託の概要>

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド(オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー (UBS O'Connor LLC)
受託会社および管理事務代行会社	BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみ)に取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

注) 当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税込))を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

<日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券の特徴>

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、主として世界各国の転換証券へ投資します。

マスター・ファンドへの投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。

転換証券への投資にあたっては、地域・業種の分散を図ることで安定した収益を目指します。

〔転換社債（CB）とは〕

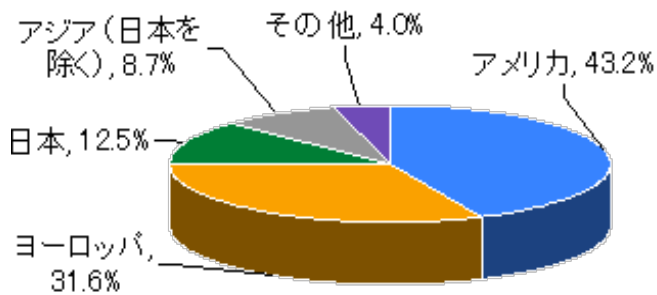
■ CBの値動き 「株価連動性」と「下値抵抗力」



上記は、転換証券の1つであるCBの特性を現すイメージ図です。

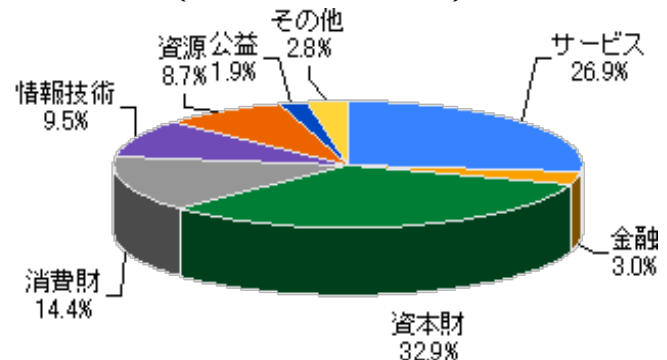
〔グローバルCB市場について〕

国・地域別比率（2009年11月30日現在）



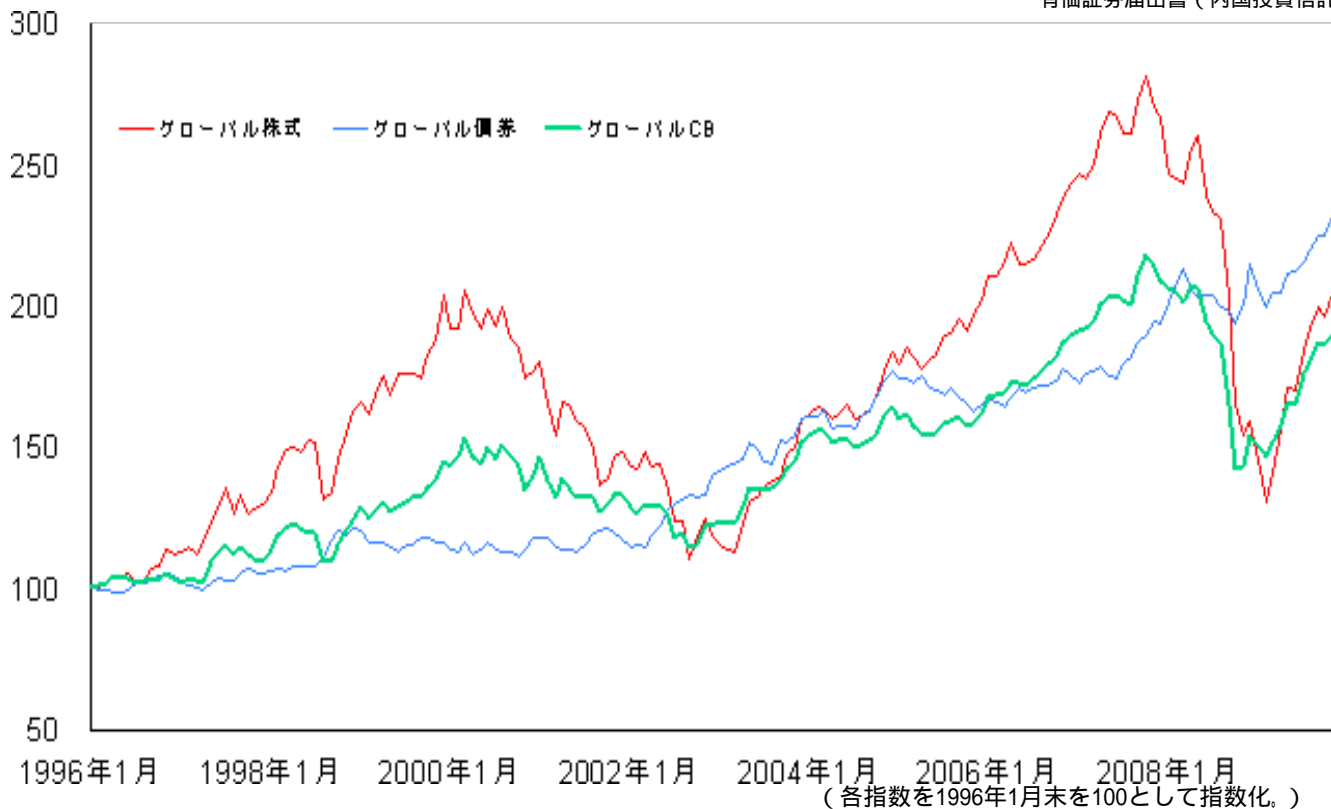
（UBSグローバル・フォーカス・コンバーティブル・インデックスの国・地域別比率）

業種別比率（2009年11月30日現在）



（UBSグローバル・フォーカス・コンバーティブル・インデックスの業種別比率）

グローバルCBのパフォーマンス（1996年1月末から2009年11月末）



出所：ブルームバーグのデータをもとに、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社にて作成。

各資産クラスとして、以下の指数を使用。いずれも米ドルベース

グローバルCIB：UBSグローバル・フォーカス・コンバーティブル・インデックス

グローバル株式：MSCIワールド・インデックス

グローバル債券：シティグループ世界国債インデックス

上記は、インデックスの値動きであり、当ファンドの運用実績ではありません。そのため、信託報酬等の諸経費は考慮されていません。

上記は過去の実績であり、将来の投資結果を保証するものではありません。

また、インデックスには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・ ファンドの主要投資対象である「日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券」の運用はUBSオコーナー・エルエルシー、「UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券」の運用はUBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）が行ないます。
- ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・ UBSグループは、スイスを本拠地とし、世界の主要都市にオフィスを配し、約70,000名の従業員を擁するグローバルな総合金融機関です（2009年9月末日現在）。
- ・ グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行などの業務を展開しています。

<UBSグループの組織図（2009年11月末日現在）>



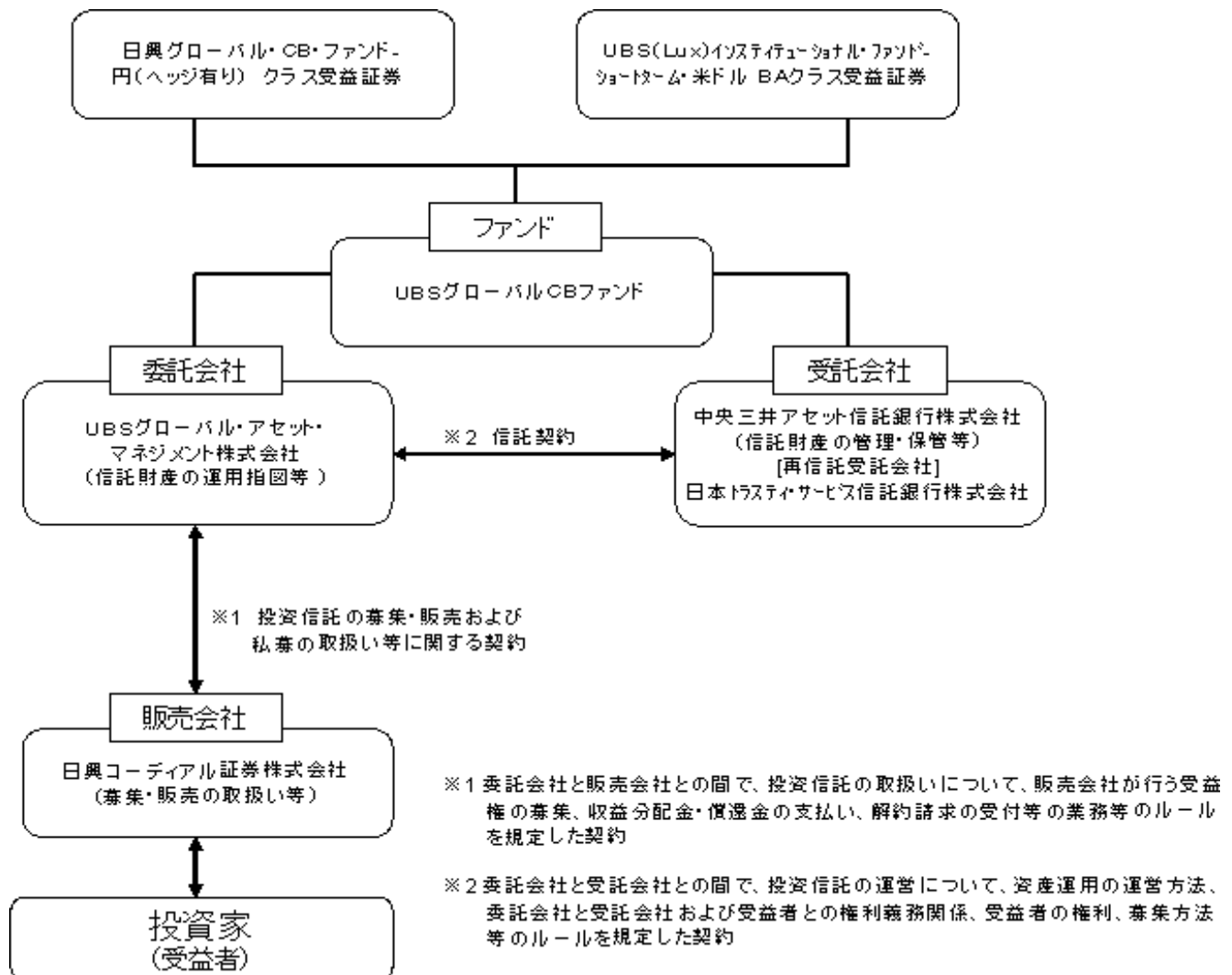
UBS銀行の格付け（2009年11月末日現在）

A+（スタンダード&プアーズ社）

Aa3（ムーディーズ社）

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況（平成21年12月25日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年 4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年 7月 1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年 4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

- ・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

下記の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。転換証券には、債券、優先株式または利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式（通常は同一発行体による）に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみを取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券

委託会社は信託金を主として次の投資信託証券ならびに有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券
2. ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券
3. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上

必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<投資対象とする外国投資信託の概要>

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資運用会社	U B S オコーナー・エルエルシー （UBS O' Connor LLC）
受託会社および管理事務代行会社	B N Y ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド （BNY Fund Management (Cayman) Limited）
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク （The Bank of New York）

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	U B S インスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ （UBS Institutional Fund Management Company S.A.）
投資運用会社	U B S A G、U B S グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ） （UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich）
管理事務代行会社	U B S ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー （UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.）
保管会社	U B S（ルクセンブルグ）エス・エー （UBS (Luxembourg) S.A.）

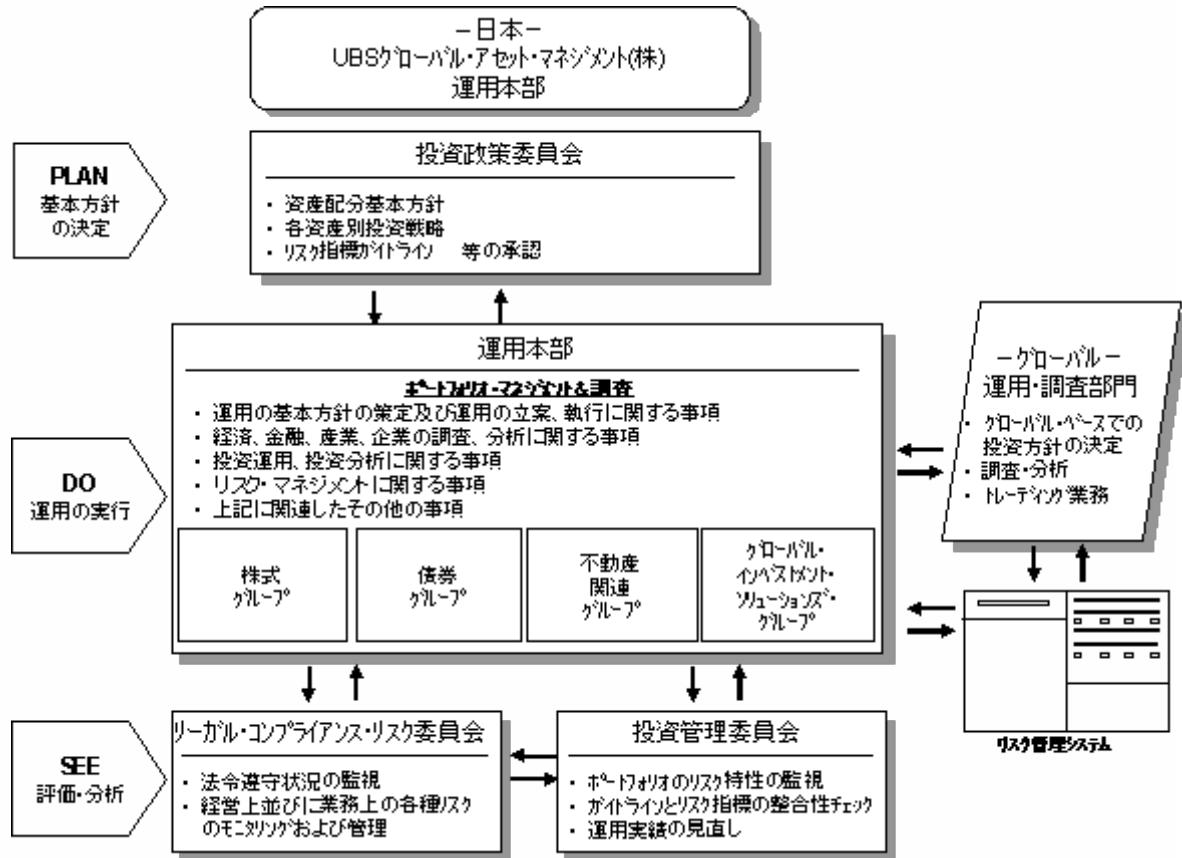
通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

注）当ファンドの信託報酬率（年率1.029%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%（税込）程度となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

(3) 【運用体制】

< UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制 >



(平成21年11月末現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー8名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

投資管理委員会：

運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関として投資管理委員会を、取締役会直属の機関として設置しております。投資管理委員会は事務管理本部長が毎月招集し、その議事運営にあたり、事務管理本部長の他、パフォーマンス分析担当者、運用本部の担当者、クライアント・マネジメント部のヘッドまたは担当者、投信営業本部の担当者、法規管理室長の6名程度がメンバーとして参加します。また、これらのメンバーとは別に、当委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リーガル・コンプライアンス・リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関としてリーガル・コンプライアンス・リスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リーガル・コンプライアンス・リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、法規管理室、運用本部、年金営業部／コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、事務管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リーガル・コンプライアンス・リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

（ご参考）

<ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券の投資運用会社であるUBSオコーナー・エルエルシーの運用体制>

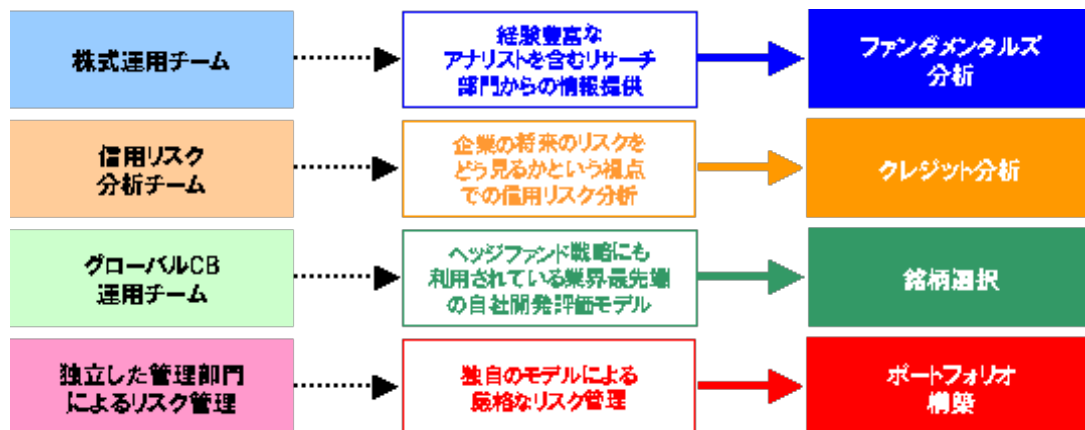
現在投資運用会社には以下の2つの運用チームがあります。

グローバル・カレンシー・アンド・レート・チーム

投資運用会社の為替・金利見通しに基づき、レバレッジを利用しながら、為替・債券・金利商品のトレーディングを行っています。

グローバル・エクイティーズ・チーム

投資運用会社の分析に基づき、株式及び株式派生商品の「買い」と「売り」を組み合わせたトレーディングを行っています。



ファンドは、グローバル・エクイティーズ・チームが主に運用します。

上記株式運用チーム、信用リスク分析チーム、グローバルCB運用チームは、グローバル・エクイティーズ・チームの中のサブチームです。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として3月31日、休業日の場合は翌営業日）に行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みません。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】**信託約款による投資制限**

1. 投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマースナル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。
2. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
3. 同一銘柄の投資信託証券は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、契約または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
4. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

法令等による投資制限**1. デリバティブ取引の投資制限**

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは主として投資信託証券への投資を通じて世界の転換証券および短期公社債などの有価証券に投資を行いますので、組入有価証券の価格の下落や当該有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 公社債投資に関する価格変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

(2) 転換証券のリスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に転換証券への投資を行います。転換証券の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換証券の転換価格が発行体の普通株式の時価に近いときまたは下回っているときに、転換証券の時価は対象となる普通株式の価格変動に特に敏感に反応します。

(3) 株式投資に関する価格変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に株式への投資を行うことがあります。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

(4) 外国証券投資に関するリスク（カントリー・リスク）

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に外国の有価証券へ投資します。外国証券への

投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

(5) 為替変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資しますが、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(6) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(7) その他

（短期金融商品の信用リスク）

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（買付および換金申込に係る制限）

- ・ 買付または換金の申込日が、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

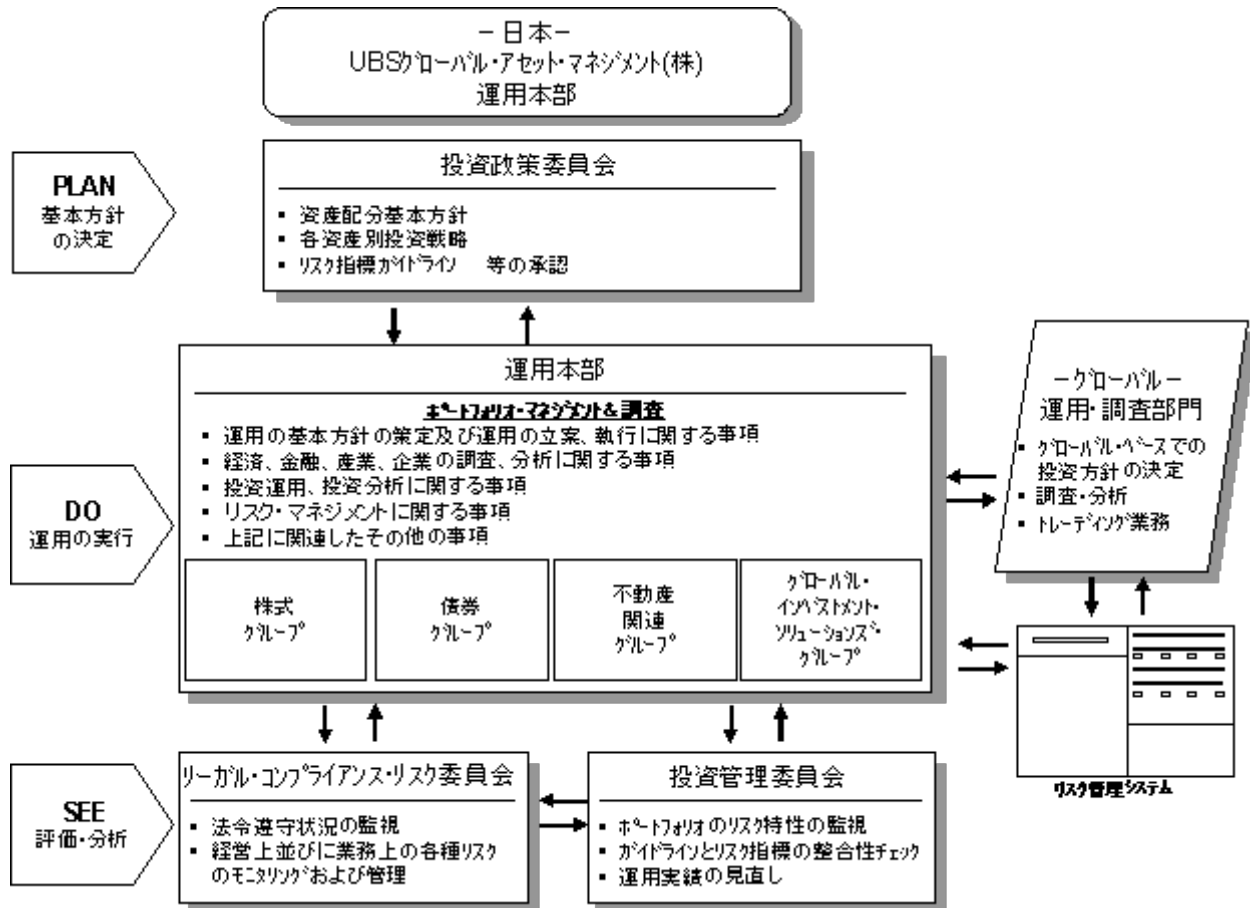
投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制



（平成21年11月末日現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

受益者が、買付から換金(解約)・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳細は、以下「(1) 申込手数料」から「(5) 課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

買付時、収益分配時、換金(解約)時および償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料 (1)	販売会社毎に定めた率(上限3.15%(税抜3.00%)) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
収益分配時	所得税・地方税 (2)	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%)
解約時	所得税・地方税 (2)	解約時の譲渡益に対し10% (所得税7%、地方税3%)
償還時	所得税・地方税 (2)	償還時の譲渡益に対し10% (所得税7%、地方税3%)

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

時期	項目	費用
保有時	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.029%(税抜0.98%) 上記の信託報酬に加えて、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が、当ファンドの純資産総額に対し概算値で年率0.72%以内の範囲でかかります。 したがって、当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税抜))を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。 ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。
	監査費用	信託財産に係る監査報酬および当該報酬に係る消費税等相当額(現在は信託財産の規模等を考慮して委託会社が負担しております。)
	信託事務の諸費用 (3)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
	売買委託手数料等 (3)	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額
	その他諸費用 (4)	受益権の管理事務費用、法定手続き(書類の作成、印刷、交付)等に関する費用および当該費用に係る消費税等相当額

- (1) 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 個人受益者の場合、平成24年1月1日以降は原則として20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは後記「(5) 課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。
- (3) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
- (4) 信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。
- (注) 上記 及び の手数料等の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.029%（税抜0.98%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額 (年率)	配 分(年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の 1.029%（税抜0.98%）	0.3150% （税抜0.30%）	0.6615% （税抜0.63%）	0.0525% （税抜0.05%）

その他、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等（詳細は以下の通り）が当ファンドの純資産総額に対して年率0.72%以内の範囲（委託会社が試算した概算値）でかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率1.029%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%（税込）程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。

（ご参考）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等の詳細は以下の通りです。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

管理報酬：純資産総額の年率0.60%

受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%

その他費用：ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内

その他費用：ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等に要する費用等。

監査費用

信託財産に係る監査報酬。（現在は信託財産の規模等を考慮し、委託会社にて負担しております。）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、

その他、以下の諸費用

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1.～7.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができますが、現在は信託財産の規模等を考慮し、委託会社にて負担しております。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記（4）その他の手数料等の内、 から は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコ-ス」と「自動けいぞく投資コース」の両コ-スで取得する場合はコ-ス別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

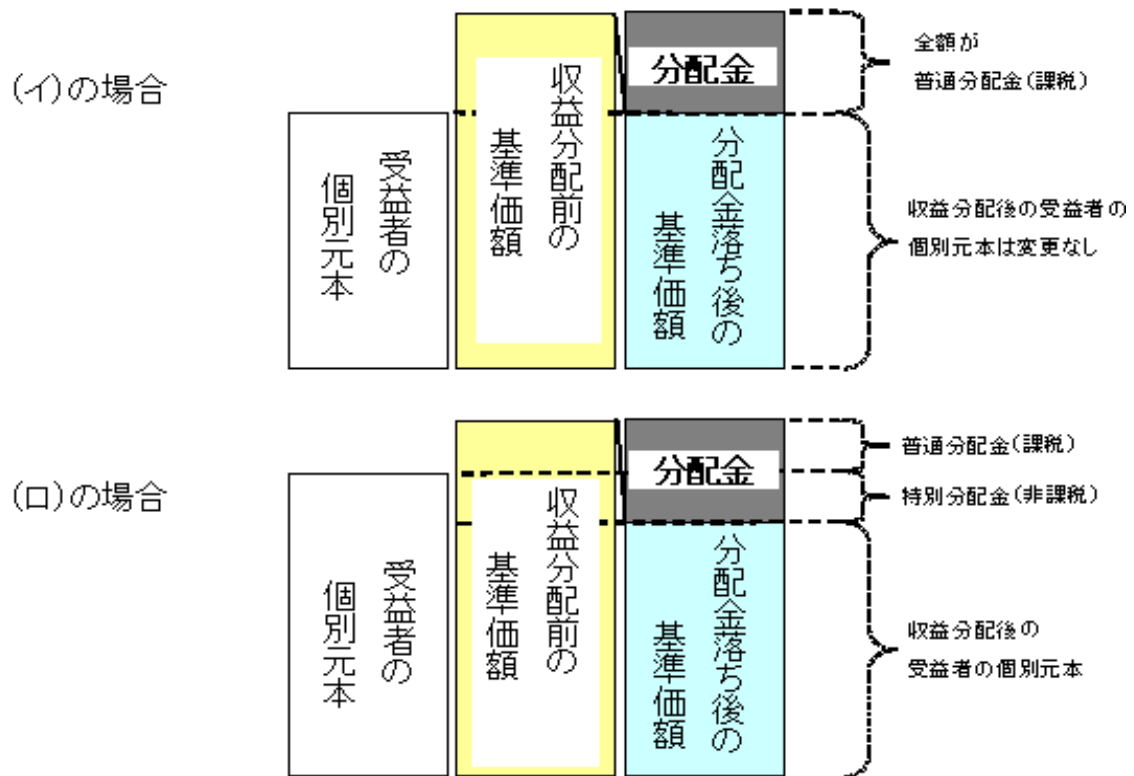
受益者が収益分配金を受け取る際、

(イ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

(ロ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2009年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,511,893,740	99.62
	ルクセンブルグ	2,370,427	0.15
	小計	1,514,264,167	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,248,029	0.21
合計(純資産総額)	-	1,517,512,196	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2009年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス受益証券	139,796	8,190	1,145,024,301	10,815	1,511,893,740	99.62
ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド -ショートタイム・米ドルBAクラス受益証券	222.162	10,574.32	2,349,213	10,669.81	2,370,427	0.15

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2009年11月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2009年11月30日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2009年11月30日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年11月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1計算期間 (2007年4月2日)	2,955	2,955	1.0378	1.0378
第2計算期間 (2008年3月31日)	2,557	2,557	1.0076	1.0076
第3計算期間 (2009年3月31日)	1,004	1,004	0.7718	0.7718
2008年11月末日	1,106	-	0.7078	-
2008年12月末日	1,083	-	0.7230	-
2009年1月末日	1,066	-	0.7472	-
2009年2月末日	978	-	0.7345	-
2009年3月末日	1,004	-	0.7718	-
2009年4月末日	1,087	-	0.8315	-
2009年5月末日	1,191	-	0.8951	-
2009年6月末日	1,284	-	0.9102	-
2009年7月末日	1,443	-	0.9627	-
2009年8月末日	1,531	-	1.0014	-
2009年9月末日	1,568	-	1.0290	-
2009年10月末日	1,548	-	1.0248	-
2009年11月30日現在	1,517	-	1.0384	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.8
第2計算期間	2.9
第3計算期間	23.4
第4計算期間(中間期)	33.3

6 【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

口座開設

- ・ 買付申込の際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

申込単位

- ・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

換金の受付

- ・ 受益者は一部解約の請求をすることができます。
- ・ 原則としていつでもご換金の申込みを行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けた換金のお申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）の取り扱いとなります。
- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは受益者の解約請求の受付を中止することがあります。また、信託資産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

換金単位

- ・ 1口単位とします。

解約価額

- ・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

支払開始日

- ・ 原則として、解約申込受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受付中止

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受け付けを中止することがあります。
- ・ 解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受け付けたものとし、当該受益権の解約の価額は、当該基

準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 【管理及び運営の概要】

資産管理等の概要

資産の評価

（基準価額の算定）

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

計算期間

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

その他

[信託の終了]

（信託契約の解約）

- a . 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c . 委託会社は、前記 a . および b . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 前記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- e . 前記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . および b . の信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . 前記 d . から f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d . の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎決算時（毎年3月31日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c . 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約書」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

[収益分配金受領権]

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資約款に基づく契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

[償還金受領権]

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について以下に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

[一部解約の実行請求権]

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについて、その責任を負いません。

[帳簿閲覧権]

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第2 【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

なお、当該「財務諸表」につきましては、あらた監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明に係る監査報告書は、当該箇所に添付しております。

財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】

1 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	注記 番号	第2期 (平成20年3月31日現在)	第3期 (平成21年3月31日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流 動 資 産			
コール・ローン		87,179,137	36,458,375
投資信託受益証券		2,506,679,469	985,474,700
未収利息		1,049	49
流動資産合計		2,593,859,655	1,021,933,124
資 産 合 計		2,593,859,655	1,021,933,124
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未払解約金		7,281,362	1,261,557
未払受託者報酬		1,490,888	839,357
未払委託者報酬		27,730,354	15,612,000
流動負債合計		36,502,604	17,712,914
負 債 合 計		36,502,604	17,712,914
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元 本		2,537,951,665	1,301,166,899
剰 余 金			
期末剰余金又は期末欠損金()		19,405,386	296,946,689
(分配準備積立金)		(79,307,374)	(35,314,690)
元 本 等 合 計		2,557,357,051	1,004,220,210
純 資 産 合 計		2,557,357,051	1,004,220,210
負 債 純 資 産 合 計		2,593,859,655	1,021,933,124

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	注記 番号	第2期	第3期
		自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
		金 額	金 額
営 業 収 益			
受取利息		310,724	139,768
有価証券売買等損益		45,095,606	414,433,914
為替差損益		448,162	51,855
営 業 収 益 合 計		45,233,044	414,346,001
営 業 費 用			
受託者報酬		1,490,888	839,357
委託者報酬		27,730,354	15,612,000
営 業 費 用 合 計		29,221,242	16,451,357
営業利益又は営業損失（ ）		74,454,286	430,797,358
経常利益又は経常損失（ ）		74,454,286	430,797,358
当期純利益又は当期純損失（ ）		74,454,286	430,797,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）		16,163,902	135,658,579
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		107,566,091	19,405,386
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,549,538	-
（当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額）		(54,549,538)	(-)
剰余金減少額又は欠損金増加額		52,092,055	21,213,296
（当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額）		(52,092,055)	(10,507,299)
（当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額）		(-)	(10,705,997)
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		19,405,386	296,946,689

< 注記表 >

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価格又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第2期 （平成20年 3月31日現在）	第3期 （平成21年 3月31日現在）
1. 期首元本額	2,847,763,536円	2,537,951,665円
期中追加設定元本額	964,965,044円	274,268,351円
期中解約元本額	1,274,776,915円	1,511,053,117円
2. 期末における受益権の総数	2,537,951,665口	1,301,166,899口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は296,946,689円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,593,448円)、及び分配準備積立金(79,307,374円)より分配対象収益は112,900,822円(1万口当たり444.83円)でしたが、当期は分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,569,364円)、及び分配準備積立金(35,314,690円)より分配対象収益は57,884,054円(1万口当たり444.85円)でしたが、当期は分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第2期（平成20年3月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,506,679,469	57,766,027
合 計	2,506,679,469	57,766,027

第3期（平成21年3月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	985,474,700	288,632,914
合 計	985,474,700	288,632,914

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期（自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日）

． 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

． 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

第3期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

． 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

． 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期（自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 （平成20年3月31日現在）	第3期 （平成21年3月31日現在）
1口当たり純資産額 1.0076円 （1万口当たり純資産額10,076円）	1口当たり純資産額 0.7718円 （1万口当たり純資産額7,718円）

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。

なお、当該「中間財務諸表」につきましては、あらた監査法人による監査を受けており、当該中間監査証明に係る中間監査報告書は、当該箇所に添付しております。

中間財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】

1 【中間貸借対照表】

(単位：円)

区 分	注 記 番 号	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		42,230,874	17,367,724
投資信託受益証券		1,520,884,396	1,562,037,067
未収利息		462	23
流動資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814
資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814
負債の部			
流動負債			
未払解約金		13,734,763	4,637,310
未払受託者報酬		543,606	344,017
未払委託者報酬		10,111,065	6,398,574
流動負債合計		24,389,434	11,379,901
負債合計		24,389,434	11,379,901
純資産の部			
元本等			
元本		1,812,478,005	1,523,851,991
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金 ()		273,751,707	44,172,922
(分配準備積立金)		51,029,215	28,279,677
元本等合計		1,538,726,298	1,568,024,913
純資産合計		1,538,726,298	1,568,024,913
負債純資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814

2 【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区 分	注記 番号	前中間計算期間	当中間計算期間
		自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		116,208	8,885
有価証券売買等損益		267,645,499	365,961,401
為替差損益		89,426	217,034
営業収益合計		267,439,865	365,753,252
営業費用			
受託者報酬		543,606	344,017
委託者報酬		10,111,065	6,398,574
営業費用合計		10,654,671	6,742,591
営業利益又は営業損失（ ）		278,094,536	359,010,661
経常利益又は経常損失（ ）		278,094,536	359,010,661
中間純利益又は中間純損失（ ）		278,094,536	359,010,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う中間純損失金額 の分配額（ ）		10,697,535	31,029,393
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		19,405,386	296,946,689
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,767,399	64,767,148
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		-	64,767,148
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		3,767,399	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,132,421	51,628,805
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		8,132,421	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		-	51,628,805
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		273,751,707	44,172,922

< 中間注記表 >

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
1. 期首元本額	2,537,951,665円	1,301,166,899円
期中追加設定元本額	218,645,863円	526,210,389円
期中解約元本額	944,119,523円	303,525,297円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,812,478,005口	1,523,851,991口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は273,751,707円です。	-

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

前中間計算期間（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

前中間計算期間（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前中間計算期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前中間計算期間 平成20年9月30日現在	当中間計算期間 平成21年9月30日現在
1口当たり純資産額 0.8490円 (1万口当たり純資産額 8,490円)	1口当たり純資産額 1.0290円 (1万口当たり純資産額 10,290円)

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定

によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成18年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ダブリンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日（以下、「ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日」といいます。）と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

口座開設

- ・ 買付申込の際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

申込単位

- ・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
- 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
 - ・ 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。
- 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

換金の受付

- ・ 受益者は一部解約の請求をすることができます。
- ・ 原則としていつでもご換金の申込みを行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けた換金のお申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは受益者の解約請求の受付を中止することがあります。また、信託資産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

換金単位

- ・ 1口単位とします。

解約価額

- ・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

支払開始日

- ・ 原則として、解約申込受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受付中止

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受け付けを中止することがあります。
- ・ 解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受け付けたものとし、当該受益権の解約の価額は、当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の時価評価基準)

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

(基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a . 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . 委託会社は、前記 a . および b . の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 前記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- e . 前記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . および b . の信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . 前記 d . から f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d . の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎決算時（毎年3月31日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c . 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約書」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資約款に基づく契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利

を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について以下に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについて、その責任を負いません。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5)

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成19年4月3日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第3期計算期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年4月3日から平成20年3月31日まで）及び第3期計算期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）については改正前の、当中間計算期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、前中間計算期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）及び当中間計算期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【UBSグローバルCBファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成20年3月31日現在)	第3期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	87,179,137	36,458,375
投資信託受益証券	2,506,679,469	985,474,700
未収利息	1,049	49
流動資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124
資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,281,362	1,261,557
未払受託者報酬	1,490,888	839,357
未払委託者報酬	27,730,354	15,612,000
流動負債合計	36,502,604	17,712,914
負債合計	36,502,604	17,712,914
純資産の部		
元本等		
元本	2,537,951,665	1,301,166,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,405,386	296,946,689
（分配準備積立金）	79,307,374	35,314,690
元本等合計	2,557,357,051	1,004,220,210
負債純資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自平成19年4月3日 至平成20年3月31日	第3期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
営業収益		
受取利息	310,724	139,768
有価証券売買等損益	45,095,606	414,433,914
為替差損益	448,162	51,855
営業収益合計	45,233,044	414,346,001
営業費用		
受託者報酬	1,490,888	839,357
委託者報酬	27,730,354	15,612,000
営業費用合計	29,221,242	16,451,357
営業利益又は営業損失（ ）	74,454,286	430,797,358
経常利益又は経常損失（ ）	74,454,286	430,797,358
当期純利益又は当期純損失（ ）	74,454,286	430,797,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	16,163,902	135,658,579
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	107,566,091	19,405,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,549,538	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,549,538	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,092,055	21,213,296
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,092,055	10,507,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	10,705,997
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	19,405,386	296,946,689

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価格又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期 (平成20年 3月31日現在)	第3期 (平成21年 3月31日現在)
1. 期首元本額	2,847,763,536円	2,537,951,665円
期中追加設定元本額	964,965,044円	274,268,351円
期中解約元本額	1,274,776,915円	1,511,053,117円
2. 期末における受益権の総数	2,537,951,665口	1,301,166,899口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は296,946,689円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,593,448円)、及び分配準備積立金(79,307,374円)より分配対象収益は112,900,822円(1万口当たり444.83円)でしたが、当期は分配を行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(22,569,364円)、及び分配準備積立金(35,314,690円)より分配対象収益は57,884,054円(1万口当たり444.85円)でしたが、当期は分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第2期（平成20年3月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,506,679,469	57,766,027
合 計	2,506,679,469	57,766,027

第3期（平成21年3月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	985,474,700	288,632,914
合 計	985,474,700	288,632,914

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期（自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日）

． 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

． 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

第3期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

． 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

． 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期（自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第3期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第2期 （平成20年3月31日現在）	第3期 （平成21年3月31日現在）
1口当たり純資産額 1.0076円 （1万口当たり純資産額10,076円）	1口当たり純資産額 0.7718円 （1万口当たり純資産額7,718円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	日興グローバル・CB・ファンド 円 （ヘッジ有）クラス		123,796	982,816,444	
	日本円 小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 99.7%	123,796	982,816,444 99.7%	
	米ドル	UBS(Lux)インスティテューショナル・ ファンド - ショートターム・米ドルBA クラス		222.162	27,061.55	
	米ドル 小計	銘柄数： 組入時価比率：	1 0.3%	222.162	27,061.55 (2,658,256) 0.3%	
	合計				985,474,700 (2,658,256)	

注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託「日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス」ならびにルクセンブルグ籍外国投資信託「UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド-ショートターム・米ドルBAクラス」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

ケイマン籍外国投資信託「日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス」ならびにルクセンブルグ籍外国投資信託「UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド-ショートターム・米ドルBAクラス」が組入れられている各連結ファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日興グローバル・CB・ファンド-円(ヘッジ有)クラス(ケイマン籍外国投資信託)の運用状況

<参考情報>

当ファンドは「UBSグローバルCBファンド」が投資対象とする外国投資信託証券です。ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表は、2007年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

当ファンド組入クラスの仕組みは次の通りです。

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド-円(ヘッジ有)クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
ファンドの目的	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド(オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年率0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08% - 0.12%
管理会社および投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー (UBS O'Connor LLC)
受託会社および管理事務代行会社	BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

日興グローバル・CB・ファンド(ケイマン籍外国投資信託)

連結

Statement of Assets and Liabilities	貸借対照表 (貸借項目仮訳)	2007年12月31日 米ドル(単位:千)
Assets	資産	
Investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited	投資有価証券 - オコナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド	93,651
Receivable from sales of investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited	投資有価証券 - オコナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド売却未収金	191
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts	為替予約取引に係る未実現益	482
Subscriptions receivable	未収申込金	111
Other receivables	その他未収金	186
Total Assets	資産合計	<u>94,621</u>
Liabilities	負債	
Payable for purchases of investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited	投資有価証券 - オコナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド購入未払金	90
Redemptions payable	未払償還金	211
Management fee payable	未払管理報酬	191
Distributor fee payable	未払販売報酬	91
Trustee fee payable	未払信託報酬	24
Agent Company fee payable	未払代行協会員報酬	17
Administration fee payable	未払管理事務代行報酬	89
Audit fee payable	未払監査報酬	19
Other payables	その他未払金	174
Total Liabilities	負債合計	<u>906</u>
Net Assets	純資産	<u>93,715</u>

日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券

発行済受益証券口数: 249,296口

受益証券1口当り純資産価格: 10,965円

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券(ルクセンブルグ籍外国投資信託)の運用状況

<参考情報>

当ファンドは「UBSグローバルCBファンド」が投資対象とする外国投資信託証券です。ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表は、2007年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

当ファンド組入クラスの仕組みは次の通りです。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券(米ドル建て)

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
ファンドの目的	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル(ルクセンブルグ籍外国投資信託)

連結

Statement of Net Assets	貸借対照表 (貸借項目仮訳)	2007年12月31日 米ドル
Assets	資産	
Investments in securities, cost	投資有価証券 - 費用	76,325,424.64
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	投資有価証券未実現評価(損)益	718,275.77
Total investments in securities	投資有価証券合計	77,043,700.41
Time deposits and fiduciary deposits	定期預金および信託預金	1,453,402.63
Interest receivable on securities	有価証券に係る未収利息	307,534.20
Interest receivable on liquid assets	流動資産に係る未収利息	313.54
Other receivables	その他未収金	40.01
Total Assets	資産合計	78,804,990.79
Liabilities	負債	
Provisions for custodian bank fees	保管費用引当金	- 1,913.07
Provisions for tax d'abonnement	年次税引当金	- 1,969.94
Provisions for other commissions and fees	その他の費用に係る引当金	- 3,621.53
Total provisions	引当金合計	- 7,504.54
Total Liabilities	負債合計	- 7,504.54
Net assets at the end of the financial year	当期末時点における純資産	78,797,486.25

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券(米ドル建て)

発行済受益証券口数: 459,549.6330口

受益証券1口当り純資産価格: 117.85米ドル

中間財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,230,874	17,367,724
投資信託受益証券	1,520,884,396	1,562,037,067
未収利息	462	23
流動資産合計	1,563,115,732	1,579,404,814
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,734,763	4,637,310
未払受託者報酬	543,606	344,017
未払委託者報酬	10,111,065	6,398,574
流動負債合計	24,389,434	11,379,901
純資産の部		
元本等		
元本	1,812,478,005	1,523,851,991
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	273,751,707	44,172,922
(分配準備積立金)	51,029,215	28,279,677
元本等合計	1,538,726,298	1,568,024,913
純資産合計	1,538,726,298	1,568,024,913
負債純資産合計	1,563,115,732	1,579,404,814

【(2) 中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
営業収益		
受取利息	116,208	8,885
有価証券売買等損益	267,645,499	365,961,401
為替差損益	89,426	217,034
営業収益合計	267,439,865	365,753,252
営業費用		
受託者報酬	543,606	344,017
委託者報酬	10,111,065	6,398,574
営業費用合計	10,654,671	6,742,591
営業利益又は営業損失（ ）	278,094,536	359,010,661
経常利益又は経常損失（ ）	278,094,536	359,010,661
中間純利益又は中間純損失（ ）	278,094,536	359,010,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,697,535	31,029,393
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	19,405,386	296,946,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,767,399	64,767,148
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	64,767,148
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,767,399	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,132,421	51,628,805
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,132,421	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	51,628,805
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	273,751,707	44,172,922

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
1. 期首元本額	2,537,951,665円	1,301,166,899円
期中追加設定元本額	218,645,863円	526,210,389円
期中解約元本額	944,119,523円	303,525,297円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,812,478,005口	1,523,851,991口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は273,751,707円です。	-

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

前中間計算期間（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

前中間計算期間（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前中間計算期間（自平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前中間計算期間 平成20年9月30日現在	当中間計算期間 平成21年9月30日現在
1口当たり純資産額 0.8490円 (1万口当たり純資産額 8,490円)	1口当たり純資産額 1.0290円 (1万口当たり純資産額 10,290円)

2 【ファンドの現況】

純資産額計算書（2009年11月30日現在）

「UBSグロ - バルCBファンド」

資産総額	1,537,295,299 円
負債総額	19,783,103 円
純資産総額（ - ）	1,517,512,196 円
発行済口数	1,461,352,516 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0384 円

第5 【設定及び解約の実績】

下記、計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数	解約口数
第1計算期間	3,051,309,239	203,545,703
第2計算期間	964,965,044	1,274,776,915
第3計算期間	274,268,351	1,511,053,117
第4計算期間（中間）	526,210,389	303,525,297

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年12月25日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

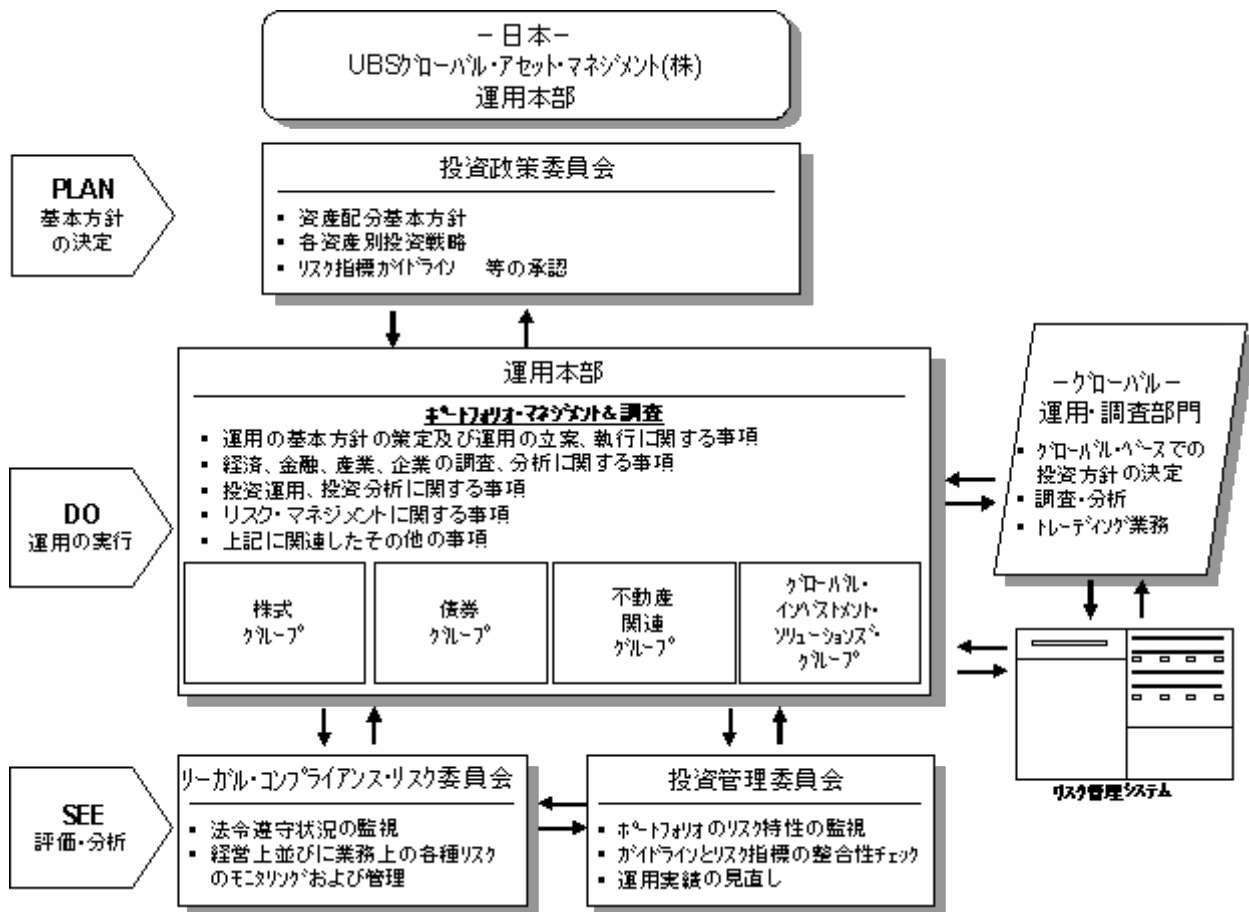
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成21年11月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託（公募）は平成21年11月末日現在、以下のとおりです。

（平成21年11月末日現在）

		ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)	
投資信託総合計		44	691,548	
	株式投資信託		44	691,548
		単位型	5	28,136
		追加型	39	663,412
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
		追加型	0	0

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期 別	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)					
流動資産					
預 金	*1		5,877,786		3,373,821
未 収 入 金	*1		31,623		15,176
未収委託者報酬			1,582,804		1,767,269
未収投資顧問料	*1		1,431,887		608,448
その他未収収益	*1		335,604		206,272
繰延税金資産			149,900		43,900
そ の 他			41,928		88,138
流動資産計			9,451,535		6,103,025
固定資産					
投資その他の資産			539,600		615,200
繰延税金資産		494,600		570,200	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固定資産計			539,600		615,200
資産合計			9,991,135		6,718,225

期別	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			41,245		28,762
未払金	*1		167,906		30,049
未払費用	*1		573,864		1,521,365
未払消費税			128,775		68
未払法人税等			1,549,985		148,574
その他			1,364		6,570
流動負債計			2,463,142		1,735,390
固定負債					
退職給与引当金			954,822		26,971
退職給付引当金			62,653		183,522
固定負債計			1,017,475		210,493
負債合計			3,480,617		1,945,884
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金					
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
繰越利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
利益剰余金合計			4,310,517		2,572,341
株主資本合計			6,510,517		4,772,341
純資産合計			6,510,517		4,772,341
負債及び純資産合計			9,991,135		6,718,225

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 〔自平成19年4月1日〕 〔至平成20年3月31日〕		当事業年度 〔自平成20年4月1日〕 〔至平成21年3月31日〕	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		7,725,742		9,057,395	
投資顧問料	*1	5,847,439		3,365,802	
その他営業収益	*1	1,077,315		832,688	
営業収益計			14,650,497		13,255,886
営業費用					
支払手数料			3,235,081		4,208,023
広告宣伝費			259,862		236,082
調査費			228,884		97,903
営業雑経費			82,189		56,556
通信費		8,698		6,613	
印刷費		3,567		2,689	
協会費		14,624		16,219	
その他	*1	55,298		31,034	
営業費用計			3,806,017		4,598,564
一般管理費					
給料			2,616,669		2,382,715
役員報酬		348,497		180,906	
給料・手当	*1	1,505,873		1,487,963	
賞与		762,299		713,845	
退職給与引当金繰入			36,863		26,971
交際費			16,029		9,940
旅費交通費			89,605		49,873
租税公課			52,126		40,103
不動産賃借料			183,851		216,739
退職給付費用			232,915		307,721
事務委託費	*1		1,307,509		2,121,731
諸経費			41,344		70,615
一般管理費計			4,576,916		5,226,411
営業利益			6,267,563		3,430,910
営業外収益					
受取利息		6,255		5,697	
為替差益		5,367		65,365	
雑収入		1,766		1	
営業外収益計			13,389		71,064
経常利益			6,280,953		3,501,974
税引前当期純利益			6,280,953		3,501,974
法人税、住民税及び事業税			2,727,937		1,449,232
還付法人税等			31,503		-
法人税等調整額			7,500		30,400
当期純利益			3,592,018		2,022,341

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		前事業年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	当事業年度 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
資本金	前期末残高	2,200,000	2,200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,200,000	2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	463,302	550,000
	当期変動額	86,697	-
	当期末残高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	3,171,196	3,760,517
	当期変動額	剰余金の配当 △ 3,002,697 当期純利益 3,592,018	△ 3,760,516 2,022,341
	当期末残高	3,760,517	2,022,341
利益剰余金合計	前期末残高	3,634,498	4,310,517
	当期変動額	676,018	△ 1,738,175
	当期末残高	4,310,517	2,572,341
株主資本合計	前期末残高	5,834,498	6,510,517
	当期変動額	676,018	△ 1,738,175
	当期末残高	6,510,517	4,772,341
純資産合計	前期末残高	5,834,498	6,510,517
	当期変動額	676,018	△ 1,738,175
	当期末残高	6,510,517	4,772,341

重要な会計方針

科目	期 別 前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>(2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は63,661千円であります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 同左</p> <p>(2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として抛出したしました。また、退職給与規程に従い算出される退職給与見込額の変動により、当期末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づく金額を計上しております。このうち、役員分は2,038千円であります。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
	営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
	<p>1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出いたしました。当期純利益に対する影響はありません。</p> <p>3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table data-bbox="204 1279 699 1429"> <tr><td>預金</td><td>1,219,379千円</td></tr> <tr><td>未収投資顧問料</td><td>89,017千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>109,409千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>375千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>64,682千円</td></tr> </table>	預金	1,219,379千円	未収投資顧問料	89,017千円	その他未収収益	109,409千円	未払金	375千円	未払費用	64,682千円	<p>*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table data-bbox="829 1279 1321 1451"> <tr><td>預金</td><td>1,708,339千円</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td>800千円</td></tr> <tr><td>未収投資顧問料</td><td>3,132千円</td></tr> <tr><td>その他未収収益</td><td>39,452千円</td></tr> <tr><td>未払金</td><td>1,232千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>22,833千円</td></tr> </table>	預金	1,708,339千円	未収入金	800千円	未収投資顧問料	3,132千円	その他未収収益	39,452千円	未払金	1,232千円	未払費用	22,833千円
預金	1,219,379千円																						
未収投資顧問料	89,017千円																						
その他未収収益	109,409千円																						
未払金	375千円																						
未払費用	64,682千円																						
預金	1,708,339千円																						
未収入金	800千円																						
未収投資顧問料	3,132千円																						
その他未収収益	39,452千円																						
未払金	1,232千円																						
未払費用	22,833千円																						

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。
投資顧問料 337,134千円	投資顧問料 122,668千円
その他営業収益 364,806千円	その他営業収益 139,621千円
事務委託費 183,048千円	事務委託費 128,711千円
給料・手当 260,206千円	給料・手当 213,937千円
営業雑経費 その他 42,470千円	営業雑経費 その他 20,555千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,916,000	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																												
<p>1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p>	<p>1. 採用している制度の概要 同左</p>																												
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>498,383千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td>435,730千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td>62,653千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	498,383千円	(2) 年金資産	435,730千円	(3) 退職給付引当金	62,653千円	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>537,679千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td>354,156千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td>183,522千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	537,679千円	(2) 年金資産	354,156千円	(3) 退職給付引当金	183,522千円																
(1) 退職給付債務	498,383千円																												
(2) 年金資産	435,730千円																												
(3) 退職給付引当金	62,653千円																												
(1) 退職給付債務	537,679千円																												
(2) 年金資産	354,156千円																												
(3) 退職給付引当金	183,522千円																												
<p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p> <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td> <td>90,765千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td>6,401千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td>2,997千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>107,538千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>201,707千円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他</td> <td>31,208千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>232,915千円</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	90,765千円	(2) 利息費用	6,401千円	(3) 期待運用収益	2,997千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	107,538千円	退職給付費用	201,707千円	(5) その他	31,208千円	合計	232,915千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p> <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td> <td>103,931千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td>7,475千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td>2,527千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>120,270千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>229,150千円</td> </tr> <tr> <td>(5) その他</td> <td>78,570千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>307,721千円</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	103,931千円	(2) 利息費用	7,475千円	(3) 期待運用収益	2,527千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	120,270千円	退職給付費用	229,150千円	(5) その他	78,570千円	合計	307,721千円
(1) 勤務費用	90,765千円																												
(2) 利息費用	6,401千円																												
(3) 期待運用収益	2,997千円																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	107,538千円																												
退職給付費用	201,707千円																												
(5) その他	31,208千円																												
合計	232,915千円																												
(1) 勤務費用	103,931千円																												
(2) 利息費用	7,475千円																												
(3) 期待運用収益	2,527千円																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	120,270千円																												
退職給付費用	229,150千円																												
(5) その他	78,570千円																												
合計	307,721千円																												
<p>(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。</p>	<p>(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。</p>																												
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1) 割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td>発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1) 割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td>発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理								
(1) 割引率	1.5%																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																												
(1) 割引率	1.5%																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																												

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>30,880</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td>2,070</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>7,940</td> </tr> <tr> <td>退職給与引当金</td> <td>386,690</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>116,950</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td>72,570</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>25,370</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,030</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>644,500</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払費用	30,880	未払事業所税	2,070	減価償却超過額	7,940	退職給与引当金	386,690	未払事業税	116,950	株式報酬費用	72,570	退職給付引当金	25,370	その他	2,030	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	644,500	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>28,490</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td>2,450</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td>10,470</td> </tr> <tr> <td>退職給与引当金</td> <td>351,210</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>12,950</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td>132,200</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>74,320</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,010</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>614,100</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払費用	28,490	未払事業所税	2,450	減価償却超過額	10,470	退職給与引当金	351,210	未払事業税	12,950	株式報酬費用	132,200	退職給付引当金	74,320	その他	2,010	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	614,100
繰延税金資産																																													
未払費用	30,880																																												
未払事業所税	2,070																																												
減価償却超過額	7,940																																												
退職給与引当金	386,690																																												
未払事業税	116,950																																												
株式報酬費用	72,570																																												
退職給付引当金	25,370																																												
その他	2,030																																												
評価性引当額	-																																												
繰延税金資産合計	644,500																																												
繰延税金資産																																													
未払費用	28,490																																												
未払事業所税	2,450																																												
減価償却超過額	10,470																																												
退職給与引当金	351,210																																												
未払事業税	12,950																																												
株式報酬費用	132,200																																												
退職給付引当金	74,320																																												
その他	2,010																																												
評価性引当額	-																																												
繰延税金資産合計	614,100																																												

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
40.65	40.65
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
1.95	1.70
その他	その他
0.21	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
42.81	42.25

(関連当事者との取引)

前事業年度

(1) 親会社

前事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は事業	議決権の所有(被所有者)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員への兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント	スイス・チューリッヒ	2.1億スイフラン	銀行、証券業務	(被所有者) 100%	なし	金銭の預入れ、人件費の立書等	金銭の預入れ		預金	1,219,379
								増加	3,487,884		
								減少	3,474,848		
								投資顧問料他	337,134	未収投資顧問料	89,017
								投資顧問業務に関する事務委託	183,048	その他未収収益	109,409
								人件費	280,208	未払費用	84,882
								経営指導料	42,470		

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

前事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は事業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親 会 社 の 子 会 社	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	800億円	証券業	なし	なし	人件費、社会保険料などの立替	人件費、社会保険料	298,341	未収入金 未払費用	318,009 53,592
	ユービーエス・マネジメント・サービス株式会社	東京都千代田区大手町	2千万円	サービス業	なし	なし	物品経費、事務所賃借料などの立替	物品経費、事務所賃借料	248,707	未収入金 未払費用	15 33,224
	UBS Fund Services(Cayman)	カイマン	58百万米ドル	投資顧問業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	20,138	その他未収収益	44,951
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	59,981	未収投資顧問料	2,259
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	58,4135 54,082 23,957	その他未収収益 未払費用	41,383 13,895
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託	572	未払費用	572
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託他	52,877	未払費用	21,952
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	5千8百万英国ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	13,7,889 32,4,854	未収投資顧問料 未払費用	13,945 180,747
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	7千7百万英国ポンド	投資顧問業	なし	なし	人件費の立替	人件費	13,749	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	9万米ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	98,397 78,924 53,115	その他未収収益 未払費用	55,575 85,201
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	10,7,448	その他未収収益	30,331
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	3.7百万スイスフラン	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	130,583	未収投資顧問料	3,458

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

当事業年度

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資 金	事業の内 容又は職 業	議決権の所 有（被所有）割 合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ユービーエスエイジー （ロンドン証券取 引所他上場）	スイス・チューリヒ	29億スイスフラン	銀行、証券 業務	（被所有）100%	金銭の預入 れ、人件費の 立替等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に関 する事務委託 人件費 経営指導料	 6,640,192 6,151,232 262,289 128,711 213,937 20,355	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用 未収入金	1,708,339 3,132 38,452 1,232 22,833 800

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

当事業年度
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	資 産 合 計	資本金又は出資 金	事業の内 容又は職 業	議決権の所 有(被所有)の 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	ユービーエス証券有 限会社	東京都千代田 区大手町	600億円	証券業	なし	人件費、社会 保険料などの 立替	投資顧問業務 投資顧問料 事務委託費等	3,833 284,431	未収投資顧問料 未収入金 未払金 未払費用	4,046 10,736 161 84,240
	ユービーエス・マネジメント サポート株式会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	物品経費、事 務所賃借料な どの立替	物品経費、事務所賃 借料	202,151	未払費用	35,035
	UBS Securities LLC	米国・ワイルミ ントン	1,283百万 米ドル	サービス 業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	投資顧問 業	なし	人件費の立替	人件費	6,300	-	-
	UBS Fund Services(Geyman)	ケイマン	5.6百万米ドル	投資顧問 業	なし	兼業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問 業	なし	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	1,344
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	投資顧問 業	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 人件費	415,890 35,299 79,127	その他未収収益 未払費用	28,322 8,232
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問 業	なし	投資顧問業務 に関する事務 委託	投資顧問業務に 関する事務委託	905	未払費用	173
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万 シンガポールドル	投資顧問 業	なし	人件費の立替 投資顧問業務 に関する事務 委託	人件費 投資顧問業務に 関する事務委託他	14,255 25,423	未収入金 未払費用	3,620 4,632
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	88百万 英国ポンド	投資顧問 業	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託	109,888 447,638	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	59,113 9,105 204,819
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	85百万 英国ポンド	投資顧問 業	なし	人件費の立替	人件費	15,019	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	投資顧問 業	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 人件費	61,963 139,014 37,961	その他未収収益 未払費用	26,999 48,291
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ワイルミ ントン	10万米ドル	投資顧問 業	なし	兼業業務	その他営業収益	378,903	その他未収収益	131,902
	UBS D'Conar LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問 業	なし	兼業業務	その他営業収益	112,067	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブル グ	5.7百万 スイスフラン	投資顧問 業	なし	投資顧問業務	投資顧問料他	54,672	未収投資顧問料	1,387
	UBS Pactual Asset Management S.A. DTVM	ブラジル・リオ デジャネイロ	2.7百万 ブラジルリアル	投資顧問 業	なし	投資顧問業務	投資顧問業務に 関する事務委託	788,087	未払費用	160,605

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	301,412円83銭	1株当たり純資産額	220,941円75銭
1株当たり当期純利益	166,297円15銭	1株当たり当期純利益	93,626円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
当期純利益（千円）	3,592,018	2,022,341
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,592,018	2,022,341
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。) 又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成21年4月1日現在)	事業の内容
中央三井アセット 信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券 株式会社	100億円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
6. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
[投資信託の特徴]
投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえ、ご購入くださいますようお願い申し上げます。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
7. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
9. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
10. 目論見書の表紙または表紙裏に課税上の取扱いとして「課税上は株式投資信託として取扱われます。」または同様の趣旨の文言を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成21年4月1日から平成21年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成21年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

山口 光 信 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

野 元 寿 文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成19年4月3日から平成20年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成20年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成20年4月1日から平成20年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成20年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫 印
----------------	-------	--------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山口光信 印
----------------	-------	--------

業務執行社員	公認会計士	野元寿文 印
--------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書（中間）へ](#)